

平成 28 年 9 月 20 日

お客さまへ

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

### 生命保険（特定保険契約）における代理店手数料の開示等について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、平成 28 年 10 月 1 日（土）より、下記のとおり「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」をすることとなりましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 保険代理店手数料の開示

当行が取り扱っている生命保険（特定保険契約※1）の代理店手数料について、保険会社の同意のもと開示します。代理店手数料は、保険会社から販売代理店（当行）に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまが商品選択を行ううえでより多くの判断材料をお持ちいただくために開示するものです。

##### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が保険会社から受領する代理店手数料は、保険契約時に一括で受け取っておりましたが、今後は「販売手数料（※2）」と「継続手数料（※3）」に分けて受領する方式に変更いたします。これは、当行が従来から取り組んでいる保険募集時のコンサルティングや、契約後の情報提供やアフターフォロー等の基本姿勢に合った手数料の受領方式に変更するものです。

※1 特定契約商品とは、金融商品取引法の行為規制が一部適用される、市場リスクを有する生命保険商品で、具体的には、変額個人年金保険や外貨建個人年金保険、外貨建終身保険等が対象になります。

※2 保険契約時に当行が保険会社の代理店として実施するコンサルティングの対価として受け取る手数料。

※3 契約後のアフターフォロー等の対価として契約期間中に保険会社から受け取る手数料。

当行は、お客さまへの情報開示、商品説明を徹底し、今後もお客さま一人ひとりのニーズにあった商品・サービスの提案に努力してまいります。

以 上

本件に関する問合せ先  
推進部窓販営業課 阿部  
電話 022-225-8955